

様

重 要 事 項 説 明 書

訪問看護・介護予防訪問看護 (介護保険)

イムス訪問看護ステーション東京

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(2026 年 10 月 1 日現在)

1. 訪問看護事業の概要

名 称 イムス訪問看護ステーション東京
所 在 地 東京都板橋区仲町 1-4
連 絡 先 電話 03-3955-9681 FAX03-6905-8891
代 表 者 医療法人社団 明芳会 理事長 中村 哲也
事業所番号 1361990086
管 理 者 星野 由梨
従 事 者

職員	資格	業務	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	総括 訪問看護	1 名		1 名
訪問看護師	看護師	訪問看護	11 名	7 名	18 名
理学療法士	理学療法士	リハビリテ ーション	ステーションの実情に応じた適当 数を配置する		

開設年月日 2014 年 10 月 1 日

通常の訪問地域 板橋区内、北区内、豊島区の一部

支店

名 称 イムス訪問看護ステーション東京 小豆沢支店
所 在 地 東京都板橋区小豆沢 2-19-6
連 絡 先 電話 03-3967-2261 FAX03-3967-2262

名 称 イムス訪問看護ステーション東京 高島平支店
所 在 地 東京都板橋区高島平 1-74-7 藤ハイム 2 階
連 絡 先 電話 03-3937-8815 FAX03-3937-8816

名 称 イムス訪問看護ステーション東京 東十条支店
所 在 地 東京都北区東十条 3-4-9 シリウス東十条 1 階 101
連 絡 先 電話 03-5902-3450 FAX03-5902-3451



ITABASHI MEDICAL SYSTEM

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	医療法人社団明芳会が開設するイムス訪問看護ステーション東京が行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員・管理運営に関する事項を定め、訪問看護の必要な利用者に対し、看護師等が適正な訪問看護を提供することを目的とします。
運営方針	1) 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復をめざした在宅療養支援をします。理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションです。 2) 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間：

月曜日～金曜日	9：00～18：00（受付 17：30）
土曜日	9：00～13：00（受付 12：30）

- ・休日は、土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始（12/30午後～1/3）
- ※営業日および営業時間外は、24時間連絡可能な体制をとっております。但し、緊急時訪問看護体制等の加算に対するご契約をしている方に限らせていただきます。

4. 訪問看護サービスの内容

- ①病状・障害の観察 ②清潔、食事、排泄等の日常生活の援助
- ③リハビリテーション ④褥瘡の予防・処置
- ⑤終末期のケア ⑥精神・心理面の援助
- ⑦カテーテル等の管理 ⑧療養生活や介助方法の指導
- ⑨その他医師の指示による医療的処置
- ・主治医と密接な連携をとりながら、安全な看護ケアの提供に努めています。
- ・「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」届出施設です。

5. 訪問看護の申し込みおよびサービス提供方法

- 1) ご本人やご家族の方から直接、または介護支援専門員等からお申し込み頂き、利用者のお宅を訪問いたします。その際、必ず主治医の『訪問看護指示書』が必要となります。
- 2) 初回訪問時、利用者およびご家族と面接し、課題を把握・分析し、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス支援計画」に基づき、「訪問看護計画」を立てサービスを開始いたします。
- 3) 「訪問看護計画」は、利用者および家族に説明の上、その内容の同意を得て作成し、その計画を交付いたします。
- 4) 厚生労働大臣の定める疾病および状態に至った場合、介護保険から医療保険に変更になることがあります。

※厚生労働大臣が定める疾病等：

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のもの）
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎

⑮後天性免疫不全症候群 ⑯頸髄損傷 ⑰人工呼吸器を使用している状態

*急性憎悪による、特別指示書の期間内に適応する

5) 看護サービスを提供する担当者は事業者が決定し、必要に応じて変更します。担当者は事業所内で情報交換をし、互いに協力し合いながらサービス提供をしていきます。担当者に関して利用者からご希望があった場合でも、その希望にお答えできないことがあります。

6) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付する「サービス利用表」を提示してください。また、これらの内容に変更が生じた場合は必ず再度提示してください。

6. 利用時間及び利用回数等

1) 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画に定められた訪問看護時間および回数に基づいて訪問看護サービスを提供いたします。

2) 介護保険から医療保険に変更になった場合は、医療保険の基準に準じて提供します。

7. 利用料および利用者負担

1) 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険法の法定利用料に基づく金額で別記の「利用料金表」のとおりです。

2) 利用者負担金のお支払いは、原則月末締めにて翌月の初旬に集金させていただきます。又は請求書を渡し、規定日に自動引き落としとなります。

3) 居宅サービス計画を作成しない場合や居宅サービス計画を作成する前にサービスを利用した場合などは「償還払い」になります。一旦、利用者が利用料(10割)を支払い、その後区市町村に対して保険給付分(自己負担割合分)を請求していただくことになります。その際は、「サービス提供証明書」を発行いたします。

4) 要介護・要支援認定前にサービスを提供する場合、非該当(自立)と判定された場合には利用料が全額自己負担となります。

5) 医療保険に変更の場合は、それに伴う利用料および利用者負担の変更があります。

8. 夜間および緊急時の対応について(緊急時訪問看護加算)

当ステーションは、夜間や休日等24時間連絡やご相談に対応できる体制をとっており、必要に応じ居宅サービス計画の予定に組み込まれていない臨時の訪問もいたします。但し、緊急時の対応をご希望される場合は『緊急時訪問看護加算』の契約をしていただくことが必要です。また、夜間・休日等の臨時訪問を行った場合は、訪問看護時間に応じて居宅サービス計画の修正が必要になり、その単位数の一部負担金が生じます。

なお、『緊急時訪問看護加算』の契約をしていない方でも必要に応じ臨時訪問をいたしますが、別紙料金表に定める金額をお支払いいただきます。

9. 緊急事態および事故発生時の対応

1) 訪問看護師は、訪問看護実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行ないます。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。なお、その講じた措置について、速やかに管理者および主治医に報告いたします。

2) 緊急時の対処を講じるにあたり、ご家族等の連絡先を明確にいただく必要がございます。

3) 訪問看護師が、訪問看護実施中に生じた看護事故等に関しては、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

10. 経過観察・再評価

1) 訪問看護サービス提供の経過において、病状の変化、状態の変化に応じ、訪問看護計画の修正をし、サービスを提供いたします。

2) 主治医や介護支援専門員、又は地域包括支援センター担当者と相談をし、居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画の修正等に関する援助を行ないます。

1 1. キャンセル

利用者の都合で予定されたサービスをキャンセルする場合は、サービス利用の前日までに当事業所にご連絡下さい。ただし、利用者の病態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。

1 2. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- 1) サービス担当者は、常時身分証を携帯し、利用者やご家族の求めに応じ、いつでも提示いたします。
- 2) 訪問看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの取り扱いはできません。
- 3) 訪問看護師等は、介護保険制度等により「利用者（要介護者）の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助をおこなうこと」とされています。これ以外の業務（調理・買い物・掃除等の家事一般）はお引き受けできませんのでご了承下さい。
- 4) 訪問看護師等に対する贈り物や茶菓子の接待等は、一切ご遠慮させていただきます。
- 5) 禁止行為（訪問看護師・療法士等の心身に危害を及ぼす又は及ぼす恐れのある行為、暴言・暴力行為、不快感を与えるような言動）は行わないでください。

1 3. 苦情窓口

利用者に提供されたサービスに苦情がある場合は、事業所、介護支援専門員、区市町村等に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

	担 当	電 話	F A X
事業所	管理者 星野 由梨	03-3955-9681	03-6905-8891
東京都	東京都国保連苦情相談窓口	03-6238-0177	
板橋区	板橋区介護保険 介護事業者係（相談担当）	03-3579-2079	
北区	北区介護保険課事業者支援	03-3908-1119	

1 4. BCP（業務継続計画）

訪問看護師等は、自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき、看護を提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じます。

- 1) 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行ないます。
- 2) 従業員に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3) 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行ないます。

1 5. 虐待防止・身体拘束の適正化

当ステーションは、利用者様などの人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(倫理委員会)を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- 3) 看護職員その他の従業員に対し、虐待防止・身体拘束の適正化の為の研修を定期的実施します。

- 4) サービス提供中に、当ステーション従事者又は養護者による虐待などを受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。
- 5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ないません。
- 6) やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、事前に十分な説明の上利用者又はご家族等に同意を得るとともに、その状態及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。
- 7) 上記に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を選定しています。
担当者：所長 星野 由梨

訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日
事業所 所在地：東京都板橋区仲町 1 番 4 号
名 称：イムス訪問看護ステーション東京
代表者：理事長 中村 哲也

説明者：

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者 住 所： _____
氏 名： _____
代筆者： _____ 続柄（ ）

身元引受人 住 所： _____
氏 名： _____ 続柄（ ）